

別紙2(用途区分変更)

標準スケジュール(用途区分変更)

	事務手続き	7月受付	11月受付	3月受付
市	事前相談	6月中	10月中	2月中
	受付締切り	7月末	11月末	3月末
	※受付最終日が閉庁日の場合、その前の開庁日の業務時間内(17時15分)まで。			
	関係団体へ意見照会	8月～9月	12月～1月	4月～5月
	農業振興地域整備促進協議会	9月末	1月末	5月末
	法第12条 公告	10月中旬	2月中旬	6月中旬

面積が1haを超える場合、更に下記のスケジュールが追加となります。

県	農振制度調整会議地方部会	11月上旬	3月上旬	7月上旬
	事前協議回答期限	11月20日	3月20日	7月20日
市	法第11条 公告縦覧及び異議申出期限	11月下旬～ 1月中旬	3月下旬～ 5月中旬	7月下旬～ 9月中旬
	法第8条 法定協議	1月下旬	5月下旬	9月下旬
県	法第8条 同意	2月上旬	6月上旬	10月上旬
市	法第12条 公告	2月中旬	6月中旬	10月中旬

注意事項

- 標準的なスケジュールを示したものです。審議の内容によっては1～2か月伸びることもあります。
- 事前協議で保留となった案件については、一年以内であれば再協議は可能ですが、一年経過したものは、新規扱いとなります。